

報告書

2022(令和4)年8月22日

京都地方裁判所 御中

債権者代理人

弁護士 中 島 晃
弁護士 諸 富 健

当職らは、今般、債権者から本件仮処分命令の申立を受任するにあたり、債権者本人より以下のとおり事情を聴取いたしましたので、報告いたします。

1、私は、昭和28年3月15日、現在の住所地に生まれ、今日までここに居住しています。私の住んでいる下京区新町通北小路下る辰巳町は、植柳学区にある合計36の町内の一ですが、ここで植柳学区の成り立ちについて説明させていただきます。

2、京都は古くから「町組（ちょうぐみ、まちぐみ）」とよばれる自治組織がありましたが、これが明治維新の前後に、通し番号のついた組織に再編され、「番組」と呼ばれるようになりました。

また、明治の初めに、この番組毎に小学校が設置されたことから、この小学校が「番組小学校」と呼ばれました。植柳学区は、下京第19番小学校として開設された植柳小学校の学区で南北は七条通と六条通、東西は新町通と堀川通に囲まれた地域です。

なお、この地域は、明治以前は西本願寺の寺内町で、西本願寺が自治権を持っており、多くの住民は西本願寺に関係し生計を立てておりました。

現在も、この学区内には龍谷ミュージアムなど西本願寺に関係する施設や茶道
藪ノ内流の屋敷、多数の西本願寺の末寺、少なくなりましたが旅館、他には主に
小規模住宅や仏教関係の店があり、平成30年の居住者は2835人です。

3、この番組をルーツとする学区は、戦後、新しい教育制度の発足により、戦前の
学区制度が廃止された後も、学区は「元学区」となって住民自治の単位として現
在まで存続しています。

京都市立植柳小学校は、平成21年末をもって閉校となりましたが、植柳自治
連合会は植柳小学校の「元学区」が単位となった植柳学区にある町内に居住する
住民による自治組織として現在も存続しています。また、各町内に居住する住民
は、植柳自治連合会の規約では、「学区居住者」と呼ばれている自治連合会の構
成員であり（甲1）、私はこの自治連合会の規約に定められている「学区居住者」
の一人として会費（月額150円）を納入しているものです（甲1・9条、付則
1条）。

4、なお、本件仮処分命令の申立において、植柳自治連合会（以下、自治連という）
がその資金を支出する相手方となるのは、次の3つの団体であると思われます。

（1）植柳時代祭実行委員会（前時代祭準備委員会）。この実行委員会は、時代祭
・徳川城使上洛列を担当するために立ち上げられた有志の団体です（甲2）。

（2）平安講社。この団体は、宗教法人平安神宮の創建と同時に結成された崇敬團
体で、主に時代祭の執行に奉仕する団体です（甲3）。なお、平安神宮作成の
資料（甲3）によれば、この団体は「全市民」によって結成されたとあります
が、明らかな僭称であり、勝手に「全市民」を名乗ることは許しがたいこと
です。

（3）時代祭協賛会。この協賛会は、平安講社による時代祭行列に関する事業の支
援等を実施する団体です（甲4）。

（4）しかし、以上述べた他、時代祭の行列の実施に関するさまざまな団体や個人

にも自治連の資金が支出されるのではないかと考えられます。

5、時代祭について

時代祭は、毎年10月22日に行われる平安神宮の大祭であり、平安神宮の附属団体である平安講社が執り行う宗教行事です（甲5）。

時代祭の行列は、明治維新時代、江戸時代、安土桃山時代、室町時代、吉野時代、鎌倉時代、藤原時代、延暦時代の8の時代を20の行列に区分して執り行われていますが、そのうちの一つ、江戸時代の行列のうちの徳川城使上洛列の当番が2020（令和2）年に植柳学区に回ってくることが2011（平成23）年に決まっています（甲6）。ところで、コロナ禍の影響で時代祭が2年延期されたり、2022（令和4）年の時代祭において植柳学区が徳川城使上洛列を担当するものとされています（甲7）。

6、債務者事業費基金積立から時代祭への資金の支出

(1) 私は、植柳学区が担当する徳川城使上洛列について、予算の「不足分を簿外積み立てである旧「PTA」積み立てから流用する」という話しを聞きましたので、2020（令和2）年8月4日付で、自治連の前会長である土屋善弘氏（以下「土屋氏」という。）に対して、そのことを尋ねる書面を出しました（甲9）。この書面に対し、土屋氏は同月8月18日付書面で「時代祭準備積立金は各町内住民のご協力により約530万円を集めることができました。不足分については自治連の事業費積立金など使っていくことになります」と回答していました（甲10）。

(2) 私が「自治連の事業費積立金とはどういうものか」と書面で質問したところ（甲11）、土屋氏は2021（令和3）年4月19日付書面で「不足分が生じた場合は、自治連の事業費基金積立などを使っていくことになりますが、この事業費基金積立は、前回の時代祭を担当した翌年の平成6年より毎年積立を行ってきており、時代祭の一部費用や、予定外の経費に対応できるように当時

の総会で了解され、積立が開始されたものと思っております。」と回答してきました（甲12）。

(3) 2022年度の自治連総会においても、事業費基金積立から不足分を補うという方針は変わっていないものと思われます（甲15）。令和4年度の自治連予算書（案）によると、今年度も10万円が積み立てられ、事業費基金積立残高は320万円となっています（甲13の2）。また、2022年度の自治連総会議事録によると、神社祭礼費が平安講社に支出されるおそれもあります（甲14）。

7、自治連事業費基金積立及び神社祭礼費から時代祭への資金流用の違憲性

(1) 自治連は、植柳時代祭実行委員会（もしくは平安講社や時代祭協賛会）に対し、予算の不足分を自治連事業費基金積立及び神社祭礼費から補う方針を取っていますが、平安神宮の大祭である時代祭という特定の宗教行事のために自治連の資金を提供することというようなやり方は、断じて認めることができません。それは、憲法に定められている信教の自由（憲法20条）という、自治連を構成する私を含む植柳学区に居住する個々人の基本的人権を根本から侵害するものであって、明確に憲法20条に違反するものです。

どうしても時代祭の徳川城使上洛列を執り行うために費用が必要だというのであれば、自治連の資金から支出するのではなくて、別途有志に任意の拠出を求めて、それによって必要な費用をまかなうべきものであり、学区居住者の納入した会費から支出することは憲法に違反するものであって、許されないことです。

(2) 自治連の資金は、自治連が毎年度開催する総会において、提案された予算を承認する決議にもとづいて支出することができるのですが、上述したとおり特定の宗教行事のために自治連の資金を支出することを内容とする予算を承認する旨の総会決議は、私を含む自治連の構成する学区居住者の基本的人権を侵害し、憲法20条に違反するものであるから、公序良俗に違反し無効です。

よって、上述した無効な総会決議にもとづいて自治連の資金を支出することが許されないことは明らかです。

(3) また自治連は、法人格なき社団であって、民法34条の準用を受けるところ、法令の許容する範囲内においてのみ、その活動を行うことができるものであつて、憲法に違反する行為を行うことはできないものです。

したがって、上述したとおり憲法20条に違反して、自治連がその資金を支出することが許されないことはいうまでもありません。

8、以上のことより、自治連を構成する学区居住者である私は、信教の自由という基本的人権の享有を妨げられないという憲法11条及び信教の自由という精神的自由の確保を内容とする人格権にもとづき、自治連が憲法20条に違反してその資金を支出するという私の基本的人権を侵害する違法な自治連の行為の差止め求めることができます。

そこで、私は、自治連が、植柳時代祭実行委員会、平安講社、時代祭協賛会及びその他時代祭の行列に関する事業の実施に関する一切の団体、個人に対し、自治連事業費基金積立、神社祭礼費及びその他名目の如何にかかわらず自治連の保有する資金から金員を支出してはならないことを求めて、本日、貴裁判所に本件仮処分申立と同趣旨の本案訴訟を提起しました。

9、自治連の私に対するこれまでの対応から見て、本年10月22日に行われる平安神宮の時代祭にあたり、植柳学区が担当する徳川城使上洛列のために、事業費基金積立から自治連の資金を支出することがほぼ確実であると思われる。

しかし、上述した自治連の資金が支出されてしまえば、私をはじめ自治連を構成するすべての学区居住者の有する憲法20条に保障された基本的人権が侵害されることは明らかであり、また一旦支出された資金を取り戻すことは法律上も事実上も著しく困難であると考えられます。

10、以上のとおりですから、いま直ちに自治連に上記資金の支出を禁止することを命じなければ、私をはじめ植柳学区の学区居住者が重大な損害をこうむるおそれがあるから、すみやかに申立の趣旨記載のとおりの仮処分命令を発布していただきたいと考えます。

以上